

ひとびとのコミュニケーション憲章 The People's Communication Charter

この憲章は、世界各国に存在する検閲や、情報への限定されたアクセス、歪曲された情報、ジェンダー、民族に対するステレオタイプなイメージなどを是正し、私たちのコミュニケーション環境をより良いものにするための第一歩として創られた。今、私たちに求められていることは、市民一人一人が自分たちの文化的環境を形づくるために積極的に行動していくことである。この憲章は市民が社会に能動的、批判的に参加し、お互いにコミュニケーションしていく際に、共通の枠組みとなるように作成されたものである。

この憲章の発案者はコミュニケーションと人権センター（オランダ）、第三世界ネットワーク（マレーシア）、世界コミュニティ・ラジオ放送者協会（AMARC）（カナダ／ペルー）、そして文化環境運動（CEM: the Cultural Environment Movement）（アメリカ）である。

ここに訳出された憲章は 1996 年 3 月 15 日から 17 日にセントルイスで行われた文化環境運動の創立会議で検討され、討議されたものであり、原文は、<http://www.waag.org/pcc/eng/charter-eng.html> で入手可能である。

前文

私たちこの憲章の署名者は、次のことを確認する。

コミュニケーションは全ての個人の生活とコミュニティにとって基本となるものである。

全てのひとびとは、コミュニケーションに参加し、社会における、また社会間のコミュニケーションに関する意思決定に参加する資格をもつ。

世界のひとびとの大多数は、生存およびコミュニケーションのための最低限の技術的資源すらもっていない。彼らの半数以上は一度も電話をかけたことがない。

メディアの商業化とメディア所有の集中化は公共圏を侵食し、民主主義に必要な意見の多元性や文化的表現や言語の多様性などの、文化および情報のニーズに対応しえていない。

大量かつ広範なメディア暴力は社会を分極化させ、葛藤を激化させ、恐怖や不信を生み出し、ひとびとを脆弱かつ依存的にする。ステレオタイプな描写は私たちすべての人を歪めて表現し、もっとも傷つきやすいひとびとに烙印を押す。それゆえに、私たちはこの憲章を批准し、民主的な国々や国際法において遵奉されるべきコミュニケーションの権利と責任を定義する。

ひとびとのコミュニケーション憲章

第1条 尊敬

全てのひとびとは、尊厳、全人格性、アイデンティティ、非差別という人間の基本的権利により、尊敬をもって扱われる権利をもつ。

第2条 自由

全てのひとびとは、政府や商業的な支配から独立したコミュニケーション・チャンネルにアクセスする権利をもつ。

第3条 アクセス

これらの権利を行使するために、ひとびとは、在来の、および発達したコミュニケーション・チャンネルとなる地域的、世界的な資源や施設に公平かつ平等にアクセスできなくてはならない。アクセスの目的は、通常使用しており、理解できる言語で様々な意見、情報、理念を受容すること、多様な好みや関心に応じて立案された幅広い一連の文化的生産物を受容すること、メディアの所有や情報源に関する事実へのアクセスを容易にすることである。情報へのアクセスの制限は、国際人権基準により規定されている場合や、民主的な社会や他人の基本的な権利を保護するために必要な場合などのしかるべく、やむをえない理由があるときにのみ許容される。

第4条 独立

自立したコミュニケーション構造の発達に対して、ひとびとが参加し、貢献し、そこから利益を得る権利を現実のものとするためには、独立したメディアを発展させるための国際的な援助、メディアで働く者のための訓練プログラム、独立性および代表性のあるジャーナリストの連携組織や連合、労働組合の設立、編集者や出版社の連携組織の設立、国際的な基準の採択などが必要である。

第5条 リテラシー

全てのひとびとは、公共の論議やコミュニケーションに十分に参加するために必要な情報と技能を獲得する権利をもつ。そのためには、読み、書き、語ることの習熟、メディアへの批判的な意識、コンピューター・リテラシー、および社会におけるコミュニケーションの役割についての教育が必要である。

第6条 ジャーナリストの保護

ジャーナリストは、国際人道法を含む法による完全な保護を、特に紛争地域において与えられなければならない。ジャーナリストは、情報源へ安全で制約なくアクセスができ、必要なときは国際機関を通じて改善を求めることができなければならない。

第7条 反論および救済の権利

全てのひとびとは、反論権、およびメディアの誤った情報による損害に対して刑罰を要求する権利をもつ。個人は自らに関して述べられたことで、その訂正が正当な利害にかかわるものについては、遅滞無く、訂正する機会をもたなくてはならない。このような訂正は、もとの表現と同程度にはっきりと示されなければならない。情報提供者が故意に不正確な、または誤解を招きやすい、損害を与えるような情報を広めたと法廷が認定した場合、もしくはそのような情報の伝達を促進したと認定した場合、国家は証明された損害に対して刑罰を課したり、訂正を要求したりしなければならない。

第8条 文化的アイデンティティ

全てのひとびとは、自らの文化的アイデンティティを守る権利をもつ。ここには、ひとびとの文化的発展への希求の尊重、自身が理解できる言語による自由な表現への権利の尊重が含まれる。ひとびとの文化的空間や遺産を守る権利は、他の人がもつ基本的権利やこの憲章の他の条項を損なうものであってはならない。

第9条 言語の多様性

全てのひとびとは、言語の多様性に対する権利をもつ。ここには、自らの言語で自分を表現し、また情報にアクセスする権利、国家により財政援助された教育機関において自分自身の言語を使う権利、および必要に応じて少数派の言語を使用するために創られた適切な機会を利用する権利が含まれる。

第10条 政策立案への参加

全てのひとびとは、情報の提供、知識の発達と利用、文化の保全や保護および発展、コミュニケーション技術の選択と応用、およびメディア産業構造とメディア政策にかかわる公的な意思決定に参加する権利をもつ。

第11条 子どもの権利

子どもは、子ども自身のニーズや興味に応えるように、かつ子どもの健全な身体的、精神的、情緒的発達を促すように企図されたマス・メディアの生産物を求める権利をもつ。子どもは子どもを傷つけるようなマス・メディア生産物から保護され、家庭、学校、遊び場、仕事やビジネスの場における商業的なその他の搾取からも保護されなければならない。国家は子どものために、子どもたち自身の言語による質の高い文化的で娯楽的な素材を制作し、広く行き渡るよう方策を講じなければならない。

第12条 サイバースペース

全てのひとびとは、サイバースペースに対して普遍的にアクセスし、公平に利用する権利をもつ。ひとびとのサイバースペース上での自由で開かれたコミュ

ニティに対する権利、電子的な表現の自由、および電子的な監視や侵入からの自由は確保されなければならない。

第 13 条 プライバシー

全てのひとびとは、公共の利益に関わりのない主張の公表、私的な写真やその他の私的なコミュニケーションの許可無しの公表、もしくは秘密裏に提供された、または入手した個人的な情報の公表から保護される権利をもつ。個人的な、または職務上でのコミュニケーションや業務取引から構築されたデータベースは、許可なく商業目的または一般の監視目的に使用されてはならない。しかしながら、各国はプライバシーの保護が不当に表現の自由や正義の執行を妨げないように配慮すべきである。

第 14 条 危害

ひとびとは、メディアが積極的に憎悪、偏見、暴力、戦争への扇動に対して立ち向かうことを要求する権利をもつ。暴力を正常なものとして、「男性的な」ものとして、あるいは娯乐的なものとして提示してはならず、暴力の真の帰結や、暴力に替わる選択肢が提示されなければならない。この他に人間の尊厳や全人格を侵害するもので避けるべきものとして、ひとびとの人生の現実や複雑さを歪曲してしまうステレオタイプなイメージがある。メディアはジェンダー、人種、階級、民族、言語、性的志向、身体的または精神的状況をもとに、ひとびとを軽侮したり、烙印を押したり、悪魔化して描いたりしてはならない。

第 15 条 正義

ひとびとは、裁判の取材においてメディアが法手続きの基準を尊重するよう要請する権利をもつ。これが意味するのは、有罪の判決の前に有罪を推定してはならないこと、被告その他のプライバシーを侵害してはならないこと、刑事裁判の進行中にリアルタイムでその裁判をテレビ中継してはならないことである。

第 16 条 消費

ひとびとは、有用かつ事実に基づいた消費者情報を得る権利を持ち、誤った情報や歪められた情報から保護される権利をもつ。メディアはニュースや娯楽を装った販売促進（インフォマーシャル、さりげない商品配置、キャラクター商品、玩具を使用する子ども番組など）を避け、不経済で、不必要かつ有害な、または境を破壊するようなニーズ、欲望、製品、活動などを作り出すことを避けなければならない。必要なときは、それらの問題を究明し報道しなければならない。子ども向けの広告は特によく吟味されなければならない。

第 17 条 説明責任

ひとびとには、一般市民に対して、また、この憲章で確立された基準の遵守に対して、説明責任をもつことをメディアに要求する権利がある。メディアはそ

のために様々な機構を設けなければならない。この基準を守るためにとられた方策が機能するように見とどけ、責任を持って説明することができる自主的調整機関がこれに含まれる。

第 18 条 実行

この憲章を署名者との審議を通して公表するために、全国的・国際的な機構が組織される。この機構の目的は、できるだけ多くの国々で、また国際法上で、この憲章を履行すること、ここにあげた基準に照らし各国とメディアの行為を調査し評価すること、違反に関する苦情を受け付けること、適切な救済方法について助言をすること、この憲章の定期的な見直し、発展、修正のための手続きを確立することである。

この憲章の立案に初期から携わってきたシーズ・ヘムリンクは次のように述べている。

「ひとびとのコミュニケーション憲章は、情報の流れに対して強い要求をしている。この憲章は、情報の流れの質はあまりにも重要であり、政府や市場に任せておけないという問題意識から社会的に活動しているひとびとが創り始めたものである。これは、情報と文化に関して批判的に活動する世界中の市民グループのガイドラインとして利用されるよう起草されたものである。この憲章は新しい理念や意見に対して開かれており、これを改定していくプロセスに多くの人々が参加することを望んでいる。」

Cees J. Hemelink, PCC,
p/a Society for Old and New Media,
Nieuwmarkt 4, 1012 CR
Amsterdam
(文責／訳責：F C T)